

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月12日
【四半期会計期間】	第20期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	株式会社日本取引所グループ
【英訳名】	Japan Exchange Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役グループCEO 清田 瞭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【電話番号】	(03)3666-1361
【事務連絡者氏名】	執行役CFO 田端 厚
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【電話番号】	(03)3666-1361
【事務連絡者氏名】	広報・IR部長 宮司 和幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	2020年3月期 第3四半期 連結累計期間	2021年3月期 第3四半期 連結累計期間	2020年3月期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
営業収益 (第3四半期連結会計期間) (百万円)	87,433 (29,496)	97,273 (33,439)	123,688
税引前四半期利益又は税引前利益 (百万円)	48,586	54,479	69,095
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益 (第3四半期連結会計期間) (百万円)	33,317 (11,744)	37,361 (13,573)	47,609
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益 (百万円)	36,761	38,620	49,490
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	285,488	306,473	298,228
総資産額 (百万円)	56,671,198	59,393,100	67,286,302
基本的1株当たり四半期(当期)利益 (第3四半期連結会計期間) (円)	62.22 (21.93)	69.80 (25.36)	88.91
希薄化後1株当たり四半期(当期)利益 (円)	-	-	-
親会社所有者帰属持分比率 (%)	0.5	0.5	0.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	30,858	44,413	56,881
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,433	1,210	9,434
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	38,629	33,148	39,411
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高 (百万円)	51,678	81,958	71,883

(注) 1. 上記指標などは、国際会計基準(以下、「IFRS」という。)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
4. 希薄化後1株当たり四半期(当期)利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

<参考>

当社グループの資産及び負債には、連結子会社である株式会社日本証券クリアリング機構が清算機関として引き受けた「清算引受資産・負債」及び清算参加者から担保として預託を受けた「清算参加者預託金」が両建てで計上されております。「清算引受資産・負債」及び「清算参加者預託金」は、多額かつ清算参加者のポジションなどにより日々変動することから、当社グループの資産及び負債の額は、これらの変動に大きな影響を受けます。その他、金融商品取引の安全性を確保するための諸制度に基づく「信託金」、「取引参加者保証金」及び「違約損失積立金」が資産及び負債または資本に両建てで計上されております。

経営指標等のうち、これらの資産及び負債を控除した数値は、以下のとおりです。

回次	2020年3月期 第3四半期 連結累計期間	2021年3月期 第3四半期 連結累計期間	2020年3月期
親会社の所有者に帰属する 持分 (百万円)	257,540	278,524	270,280
総資産額 (百万円)	358,013	379,580	378,820
親会社所有者帰属持分比率 (%)	71.9	73.4	71.3

(注) 総資産額は「清算引受資産」、「清算参加者預託金」、「信託金」及び「違約損失積立金」、親会社の所有者に帰属する持分は、「違約損失積立金」をそれぞれ控除して算出した数値です。

## 2【事業の内容】

第2四半期連結会計期間において、当社の子会社である株式会社日本証券クリアリング機構が、同じく当社の子会社である株式会社日本商品清算機構を吸収合併しました。日本証券クリアリング機構は、これまで有価証券等の取引所取引、店頭デリバティブ取引及び国債店頭取引といった金融分野において清算サービスを提供してきましたが、合併を機に、日本商品清算機構で取り扱っていた貴金属・ゴム・農産物・エネルギー先物などの上場商品デリバティブ取引を新たに清算サービスの対象に加え、金融・商品両分野に対して清算サービスをワンストップで提供する清算機関となります。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりです。変更箇所の前後については記載を一部省略しています。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものです。

(前略)

#### 1. 経営体制・事業戦略に関するリスク

##### (1) 経営体制の特徴等について

持株会社であることについて

当社は持株会社であるため、収入は、経営管理料収入や子会社や関連会社からの配当金に大きく依存しますが、法律上又は事業上の制約により、当社への子会社や関連会社からの配当金の支払いは制限される可能性があります。

当社の子会社である日本取引所自主規制法人は、金融商品取引法において、営利の目的をもって業務を行ってはならない旨、規定されていることから配当を行うことができず、また、子会社である株式会社日本証券クリアリング機構は、清算機関としての企業の継続性及び決済履行保証スキーム（「7. 決済履行確保の枠組みについて」参照）の機能確保の観点から、一定の剰余金を確保する必要があります。（「金融市場インフラのための原則」（2012年4月：国際決済銀行・支払決済システム委員会、証券監督者国際機構専門委員会の共同報告書）においても、「（より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事しているCCPIは）極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある2先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。」との原則が掲げられております。）

(中略)

##### (2) 事業戦略に関するリスク

(中略)

システム投資について

(中略)

今後も、テクノロジーの発達に伴う投資手法の高度化・多様化等、刻々と変化を続ける利用者のニーズに適切に対応し、取引所としての競争力を維持していくためには、加速度的に進化する技術を最大限活用すべく、ITに関する設備投資を継続し、取引システム等の改良に努めていく必要があることから、「J-GATE」については、2021年度9月のリプレースを予定しており、「arrowhead」については、今後詳細な更改スケジュールを検討してまいります。

(中略)

#### 2. 事業環境等に関するリスク

##### (1) 法令等による規制等について

免許制の事業であることについて

当社グループは金融商品取引法、商品先物取引法及び関連する諸法令の規制の下、事業を行っております。

当社は、金融商品取引法が定める内閣総理大臣の認可（以下「取引所持株会社認可」といいます。）を受けた「金融商品取引所持株会社」であり、当社の子会社である株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所は、同法が定める内閣総理大臣の免許（以下「取引所業免許」といいます。）を受けて、取引所金融商品市場を開設・運営する「金融商品取引所」であります。なお、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所は、同法が定める内閣総理大臣の認可（以下「自主規制業務の委託認可」といいます。）を受けて、自主規制業務を日本取引所自主規制法人に委託しており、日本取引所自主規制法人は同法が定める内閣総理大臣の認可（以下「自主規制業務認可」といいます。）を受けて、自主規制業務を行っております。加えて、当社は金融商品取引法が定める内閣総理大臣の認可（以下「商品取引所子会社化認可」という）を受けて、株式会社東京商品取引所を子会社としており、株式会社東京商品取引所は、商品先物取引法が定める主務大臣の許可（以下「株式会社商品取引所許可」といいます。）を受けて先物取引を行うために必要な市場を開設・運営する「株式会社商品取引所」であります。

また、株式会社日本証券クリアリング機構は、金融商品取引法が定める内閣総理大臣の免許及び商品先物取引法が定める主務大臣の承認を受けて、金融商品取引清算機関として金融商品債務引受業等を行っており、また、商品先物取引法が定める主務大臣の許可及び金融商品取引法が定める内閣総理大臣の承認を受けて、商品取引清算機関として商品取引債務引受業を行っております。

(中略)

< 主な許認可等の概要 >

許認可等の名称	根拠条文	会社名	有効期限	免許又は認可の取消事由
取引所持株式会社認可	金融商品取引法 第106条の10第1項	株式会社日本取引所グループ	なし	金融商品取引法 第106条の 26、第106条の28第1項
取引所業免許	同法 第80条第1項	株式会社東京証券取引所 株式会社大阪取引所	なし	同法 第134条第1項、第148 条、第152条第1項
自主規制業務の委託 認可	同法 第85条第1項	株式会社東京証券取引所 株式会社大阪取引所	なし	同法 第153条の2
自主規制業務認可	同法 第102条の14	日本取引所自主規制法人	なし	同法 第153条の4
金融商品債務引受業 免許	同法 第156条の2	株式会社日本証券クリアリング機構	なし	同法 第156条の17第1項、第 2項
金融商品取引清算機 関の主要株主認可	同法 第156条の5 の5第1項	株式会社日本取引所グループ	なし	同法 第156条の5の9第1項
商品取引所子会社化 認可	同法 第106条の24 第1項	株式会社日本取引所グループ	なし	同法 第106条の26、第106条の 28第1項
商品取引債務引受業 兼業の承認	同法 第156条の6第2項	株式会社日本証券クリアリング機構	なし	同法 第156条の17第2項
株式会社商品取引所 許可	商品先物取引法 第 78条	株式会社東京商品取引所	なし	商品先物取引法 第94条第1 項、第159条第1項、第2項
商品取引債務引受業 許可	同法 第167条	株式会社日本証券クリアリング機構	なし	同法 第186条第1項、第2項
金融商品債務引受業 等兼業の承認	同法 第170条第2項	株式会社日本証券クリアリング機構	なし	同法 第186条第1項、第2項

業務内容の制限等について

当社グループは、金融商品取引法及び商品先物取引法において、次のような業務内容の制限を受けております。金融商品取引所持株式会社である当社は、子会社である株式会社金融商品取引所等の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができないとされており、金融商品取引所である株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務等以外の業務を行うこと、自主規制法人である日本取引所自主規制法人は、自主規制業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行うこと、商品取引所である株式会社東京商品取引所は、商品市場の開設及び上場商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他これに附帯する業務以外の業務を行うこと、金融商品取引清算機関及び商品取引清算機関である株式会社日本証券クリアリング機構は、金融商品債務引受業等及び商品取引債務引受業並びにこれらに附帯する業務以外の業務を行うことを原則として禁止されており、業務範囲が制限されております。

また、同様に、金融商品取引所持株式会社、金融商品取引所及び商品取引所は、金融商品取引法及び商品先物取引法において、子会社の範囲についても制限を受けております。

このほか、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、日本取引所自主規制法人及び株式会社日本証券クリアリング機構は、定款、業務規程、受託契約準則、業務方法書を変更する場合には、内閣総理大臣の認可が必要である旨、定められており、同様に、株式会社東京商品取引所及び株式会社日本証券クリアリング機構は定款等を変更する場合には、主務大臣の認可が必要である旨、定められているなど、当社グループは法令による広範な規制の下、業務を行っております。

これらの規制は、必ずしも当社の株主を保護することを目的とはしていないため、将来、何らかの理由により、業務上必要な認可が得られないような場合には、当社グループが必要とする施策を実行できず、事業機会を逸失するなど、当社グループの事業運営及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(中略)

(2) 金融市場の動向による影響について

収益構造の特徴等について

当社グループの営業収益のうち、「取引関連収益」及び「清算関連収益」（それぞれ2020年12月期の連結営業収益に占める割合が40.2%、21.5%）は有価証券やデリバティブ商品の売買代金・取引高の水準に、「上場関連収益」（同11.3%）は上場する企業の時価総額や資金調達額、新規上場会社数の水準などにそれぞれ大きく依拠しております。

現在、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、持ち直しの動きがみられます。先行きについては、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待され

るものの、感染症拡大による社会経済活動への影響が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当社グループの収益は、有価証券やデリバティブ商品の流通市場並びに有価証券の発行市場の動向、ひいては世界的な金融市場の動向や国内外の経済情勢の影響を大きく受けることとなります。

特に、上場会社の大多数は日本企業であることから、日本経済の状況が当社グループの業績に及ぼす影響は大きく、景気の低迷等により、流通市場及び発行市場を取り巻く環境が悪化し、現物市場及びデリバティブ市場における取引量、上場会社の時価総額、資金調達額等が減少した場合には、当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、流通市場や発行市場の動向は、経済環境その他様々な要因により大きく変動する可能性があるため、その動向を精緻に予測することは非常に困難です。

こうしたリスクに対処するため、当社グループとしては、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中であっても、社会インフラとしての責務を果たすため、安定的な市場運営の維持を最優先事項と位置づけ、万全の対策を採ってまいります。

(中略)

(3) 競合による影響について

(中略)

取引所間の経営統合について

取引所業界においては、情報通信技術の発展に伴うクロスボーダー取引の拡大や市場間競争の激化、取引所の株式会社化・上場を背景とした規模拡大や経営効率向上の取組強化、国際的な規制の調和の進展などを背景に、主に欧米地域を中心に、特に2000年代後半以降、主要取引所間での合従連衡の動きが顕著となりました。例えば2007年には、NYSEグループとユーロネクスト間及びNasdaqとOMX間の経営統合、ロンドン証券取引所によるイタリア取引所の買収などが実施され、その後も2012年のHKExによるロンドン金属取引所の買収、2013年のインターコンチネンタル取引所によるNYSEユーロネクストの買収(2014年にユーロネクストをスピノフ)などが実現しています。欧州を中心に、ユーロネクストによるオスロ取引所の買収(2019年)やスイス取引所によるスペイン取引所の買収(2020年)など、足元でも取引所間統合の動きがありますが、一方で、経営統合を発表しながらも、規制当局による承認等が得られず、見送りとなった事例もこれまで少なからずあり、また昨今では、清算分野、IT関連や情報ビジネスなどビジネス領域の拡大を目的とした取引所による買収事例も増加しています。

(中略)

#### 4. システム面に関するリスク

現物及びデリバティブの売買・清算並びにこれらに関連する業務は、システムを通じて処理されていることから、市場の安定性・信頼性を維持するためには、取引システムの安定稼働が必須の要件となっております。

また、近年、テクノロジーの発展に伴い、取引システムは高度化してきており、取引システムの性能が、取引所ビジネスにおける競争力の源泉となっております。

当社グループでは、2020年10月1日に「arrowhead」において発生した障害をはじめ、過去にシステム障害やキャパシティの不足により売買停止に至った反省の下、同様の事態が発生することを防ぐため、開発手法の標準化や十分な稼働確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には開発及び運用業務に係る品質管理の徹底などのリスク管理体制をとっておりますが、その可能性を完全に否定することはできません。

利用者の要望に適切に対応することができず、取引システムの性能が他の取引所等の提供するシステムに劣後することとなった場合又はシステム障害等の発生により、市場の信頼性が毀損した場合には、取引量が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(中略)

#### 7. 決済履行確保の枠組みについて

日本には株式会社東京証券取引所をはじめ、有価証券の売買を行うための金融商品取引所<sup>1</sup>が4つありますが、これらの取引所における有価証券の売買については、すべて株式会社日本証券クリアリング機構が清算業務を行っております。同社は、PTS<sup>2</sup>における有価証券の売買についても、清算業務の対象としております。また、株式会社大阪取引所、株式会社東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所における先物・オプション取引についても、同社が清算を行っており、さらには、店頭市場におけるクレジットデフォルトスワップ取引及び金利スワップ取引(以下「店頭デリバティブ取引」といいます。)並びに国債店頭取引も清算業務の対象としております。

株式会社日本証券クリアリング機構は、清算機関として市場参加者が行った取引の債務を負担し、債権・債務の当事者となって、決済の履行を保証しております。これにより、市場参加者は取引相手方の信用リスクを意識せずに取引を行うことが可能となりますが、一方で、清算参加者が決済不履行を起こした場合でも、株式会社日本証券クリアリング機構には他の清算参加者との決済を履行する義務があります。このため、清算参加者の決済不履行に伴い損失が生じた場合には、決済不履行を発生させた清算参加者の担保等によりその損失を補填する自己責任原則を基本としつつ、万が一不足が生じる場合には、株式会社日本証券クリアリング機構の自己資金を充てるほか、他の清算参加者にも負担を求める損失補償制度を設けております。

(中略)

( 損失補償制度の概要 )

清算参加者が決済不履行を起こした場合、株式会社日本証券クリアリング機構は、当該清算参加者を当事者とする債務の引受け又は負担の停止並びに株式会社日本証券クリアリング機構が当該清算参加者に引き渡すべき有価証券及び金銭の引渡しを停止するとともに、引渡しを停止した有価証券及び金銭を、当該清算参加者の決済不履行の弁済に充当します。

以上の処理後においても、株式会社日本証券クリアリング機構の損失が解消されない場合には、以下に記載する方法により、損失の補填を行います。なお、この補填は、原則として、有価証券の売買、先物・オプション取引、店頭デリバティブ取引及び国債店頭取引のそれぞれの清算に係る損失<sup>7</sup>について、不履行清算参加者の清算資格に応じて、個別に行います。(以下に記載されている金額は、2020年9月末時点において確定している金額となります。)

決済不履行発生時の有価証券の売買の清算に係る損失については、次に掲げる順序により、補填を行います。

不履行清算参加者が預託している担保(当初証拠金及び清算基金等)による補填

金融商品取引所等の損失補償による補填<sup>8</sup>

株式会社日本証券クリアリング機構による補填

不履行清算参加者以外の清算参加者の清算基金による補填

不履行清算参加者以外の清算参加者による相互保証

したがって、清算参加者の有価証券の売買に係る決済不履行により、株式会社日本証券クリアリング機構に損失が生じた場合で、上記の対応によっても、同社の損失を補填しえない場合には、<sup>7</sup>については、損失補償契約に定められた金額を上限として、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪取引所が補填を行うことにより、また、<sup>8</sup>については、株式会社日本証券クリアリング機構が証券取引等決済保証準備金<sup>9</sup>として積み立てた金額(200億円)を上限として補填を行うことにより、当社グループに損失が生じる可能性があります。

決済不履行発生時の先物・オプション取引の清算に係る損失については、次に掲げる順序により、補填を行います。

不履行清算参加者が預託している担保(取引証拠金及び清算基金等)による補填

金融商品取引所又は商品取引所の損失補償による補填<sup>10</sup>

株式会社日本証券クリアリング機構による補填

不履行清算参加者以外の清算参加者の清算基金による補填

不履行清算参加者以外の清算参加者の特別清算料による補填

破綻後における差金代金相当額の累計が勝ち方の不履行清算参加者以外の清算参加者による補填

したがって、清算参加者の先物・オプション取引に係る決済不履行により、株式会社日本証券クリアリング機構に損失が生じた場合で、上記の対応によっても、同社の損失を補填しえない場合には、<sup>7</sup>については、損失補償契約に定められた金額(金融デリバティブ取引:174億円、商品デリバティブ取引:21億円)を上限として、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所又は株式会社東京商品取引所が補填を行うことにより、また、<sup>8</sup>については、金融デリバティブ取引に関しては株式会社日本証券クリアリング機構が証券取引等決済保証準備金として積み立てた金額(200億円)及び商品デリバティブ取引に関しては同社が商品先物等決済保証準備金として積み立てた金額(23.7億円)を上限として補填を行うことにより、当社グループに損失が生じる可能性があります。

( 中略 )

- 1 有価証券の売買を行うための金融商品取引所：東京証券取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所及び福岡証券取引所
- 2 PTS：ジャパンネクスト証券株式会社及びチャイエックス・ジャパン株式会社が運営するPTS
- 3 清算基金：清算参加者の株式会社日本証券クリアリング機構に対する債務の履行を確保するため、清算参加者に預託を義務付けているものです。その所要額は、極端ではあるが現実には起こりうる市場環境下において複数の清算参加者が決済不履行を起こした場合等に、当該不履行清算参加者が預託する証拠金等が不足することで発生する損失をカバーするよう計算されます。
- 4 取引証拠金：清算参加者の株式会社日本証券クリアリング機構に対する先物・オプション取引に係る債務の履行を確保するため、清算参加者に預託を義務付けているもので、その所要額は、先物・オプション取引の建玉について、SPAN<sup>®</sup> で計算した額から、ネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額以上となります。  
SPAN<sup>®</sup>：CME（シカゴ・マーカントイル取引所）が開発した証拠金計算方法で、The Standard Portfolio Analysis of Riskの略。先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じて証拠金額が計算されます。
- 5 当初証拠金：各清算参加者の株式会社日本証券クリアリング機構に対する債務の履行を確保するため、清算参加者に預託を義務付けているもので、その所要額は、それぞれの取引について清算参加者が破綻した場合に、そのポジション処理が完了するまでの間に価格（金利スワップ取引についてはイールド・カーブ）が変動することにより想定される損失額に、一定のリスクをカバーする額を加算して計算されます。
- 6 変動証拠金：各清算参加者のポジションについて、日々の価格変動をカバーするために、前日からのポジションの価値の変動分を、変動証拠金として現金により授受します。変動分が負となる清算参加者は株式会社日本証券クリアリング機構に支払い、正となる清算参加者は株式会社日本証券クリアリング機構から受け取ります。
- 7 株式会社日本証券クリアリング機構では、クロスマージン制度を導入しており、当該制度の対象とされた国債証券先物取引に係る損益については、店頭デリバティブ取引（金利スワップ取引）の清算に係る損益として取り扱われます。
- 8 金融商品取引所等の損失補償による補填：株式会社日本証券クリアリング機構が金融商品取引所等との間で締結している損失補償契約に基づき、当該契約に定める金額を上限に損失を補填します。現物取引に係る契約は株式会社日本証券クリアリング機構と5つの金融商品取引所との契約に加え、株式会社日本証券クリアリング機構と各PTSとの契約があり、補償限度額は合計で113億円（うち当社グループである株式会社東京証券取引所と株式会社大阪取引所の補償限度額の合計は104億円。）となっております。
- 9 証券取引等決済保証準備金は、有価証券の売買の清算に係る損失の補填だけでなく、金融デリバティブ取引の清算に係る損失の補填においても使用します。
- 10 金融商品取引所又は商品取引所の損失補償による補填：株式会社日本証券クリアリング機構が金融商品取引所及び商品取引所との間で締結している損失補償契約に基づき、当該契約に定める金額を上限に損失を補填します。金融デリバティブ取引に係る契約は株式会社日本証券クリアリング機構と株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所との契約があり、補償限度額は合計で174億円となっております。また、商品デリバティブ取引に係る契約は株式会社日本証券クリアリング機構と株式会社東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所との契約があり、当社グループである株式会社東京商品取引所の補償限度額は21億円となっております。
- 11 原取引按分清算参加者：信託口を有する清算参加者をいいます。

（中略）

#### 9. 契約等に関するリスク

シカゴ・マーカントイル取引所とのSPAN利用に関するライセンス契約について

株式会社日本証券クリアリング機構は、先物・オプション取引の証拠金を受け入れておりますが、証拠金計算方式として、シカゴ・マーカントイル取引所が開発したSPAN方式を採用しております。

同方式を採用するに際し、シカゴ・マーカントイル取引所との間でSPANの利用に関するライセンス契約を締結しておりますが、不測の事態により当該契約が解消された場合には、SPAN方式に代わる証拠金計算方式の採用に伴うシステム改造負担等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（後略）



## 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### 1．業績等の概要

#### (1)業績

当社グループの当第3四半期連結累計期間(2020年4月1日～2020年12月31日)の連結業績は、営業収益は972億73百万円(前年同期比11.3%増)、営業費用が450億52百万円(前年同期比7.2%増)となったため、営業利益は543億65百万円(前年同期比12.8%増)、税引前四半期利益は544億79百万円(前年同期比12.1%増)となりました。

また、法人所得税費用を計上した後の最終的な親会社の所有者に帰属する四半期利益は373億61百万円(前年同期比12.1%増)となりました。

#### (2)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ100億74百万円増加し、819億58百万円となりました。

##### 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前四半期利益544億79百万円に、減価償却費及び償却費127億81百万円及び支払法人所得税等215億37百万円などを加減した結果、444億13百万円の収入となりました。

##### 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形資産の取得による支出89億29百万円及び投資有価証券の売却による収入91億50百万円などにより、12億10百万円の支出となりました。

##### 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより、331億48百万円の支出となりました。

### 2．財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針等の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであり、将来に生じる実際の結果と大きく異なる可能性もあります。

#### (1)当四半期連結累計期間の経営成績の分析

##### (営業収益の状況)

##### 取引関連収益

取引関連収益は、現物の売買代金並びに金融デリバティブ及び商品デリバティブの取引高等に応じた「取引料」、取引参加者の取引資格に応じた「基本料」、注文件数に応じた「アクセス料」、利用する売買システム施設の種類に応じた「売買システム施設利用料」等から構成されます。

当第3四半期連結累計期間の取引関連収益は、現物の売買代金が前年同期を上回り、取引料が増加したことなどから、前年同期比17.1%増の390億68百万円となりました。

・取引関連収益の内訳

(単位：百万円)

	前第3四半期 連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期 連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	増減(%)
取引関連収益	33,365	39,068	17.1
取引料	26,388	31,831	20.6
現物	18,236	22,665	24.3
金融デリバティブ	7,742	7,612	1.7
TOPIX先物取引	1,558	1,436	7.8
日経平均株価先物取引(注1)	3,077	3,321	7.9
日経平均株価指数オプション取引(注2)	1,608	1,807	12.3
長期国債先物取引	1,370	916	33.1
その他	127	130	2.5
商品デリバティブ	410	1,553	278.8
基本料	759	765	0.8
アクセス料	3,417	3,748	9.7
売買システム施設利用料	2,728	2,654	2.7
その他	70	68	1.6

(注1) 日経225mini先物取引を含めております。

(注2) Weeklyオプション取引を除きます。

清算関連収益

清算関連収益は、株式会社日本証券クリアリング機構が行う金融商品債務引受業に関する清算手数料等から構成されます。

当第3四半期連結累計期間の清算関連収益は、前年同期比11.1%増の208億72百万円となりました。

上場関連収益

上場関連収益は、新規上場や上場会社の新株券発行の際に発行額に応じて受領する料金等から構成される「新規・追加上場料」及び時価総額に応じて上場会社から受領する料金等から構成される「年間上場料」に区分されません。

当第3四半期連結累計期間の上場関連収益は、新規・追加上場料が増加したことなどから、前年同期比8.2%増の109億81百万円となりました。

・上場関連収益の内訳

(単位：百万円)

	前第3四半期 連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期 連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	増減(%)
上場関連収益	10,153	10,981	8.2
新規・追加上場料	2,492	2,818	13.1
年間上場料	7,660	8,163	6.6

情報関連収益

情報関連収益は、情報ベンダー等への相場情報の提供に係る収益である相場情報料のほか、指数ビジネスに係る収益及びコーポレートアクション情報等の各種情報の提供に係る収益から構成されます。

当第3四半期連結累計期間の情報関連収益は、相場情報料が増加したことなどから、前年同期比10.5%増の177億14百万円となりました。

その他の営業収益

その他の営業収益は、売買・相場報道等の各種システムと取引参加者・ユーザをつなぐarrownetに係る利用料、注文の送信時間等の短縮による売買執行の効率化を目的として、システムセンター内に取引参加者及び情報ベンダー等が機器等を設置するコロケーションサービスに係る利用料及び株式会社東証システムサービスが行うシステム開発・運用収益等から構成されます。

当第3四半期連結累計期間のその他の営業収益は、前年同期比5.0%減の86億36百万円となりました。

・その他の営業収益の内訳

(単位：百万円)

	前第3四半期 連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)	当第3四半期 連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)	
			増減(%)
その他の営業収益	9,093	8,636	5.0
arrownet利用料	2,495	2,514	0.8
コロケーションサービス利用料	2,955	3,350	13.4
その他	3,643	2,771	23.9

(営業費用の状況)

当第3四半期連結累計期間の人件費は、前年同期比11.7%増の136億61百万円となりました。

システム維持・運営費は、現物及びデリバティブの売買システムをはじめとした各種システムの維持及び管理運用に係る費用等から構成されます。システム維持・運営費は、前年同期比12.5%増の99億59百万円となりました。

減価償却費及び償却費は、前年同期比7.0%増の127億67百万円となりました。

その他の営業費用は、前年同期比3.8%減の86億64百万円となりました。

(2) 財政状態に関する説明

(資産、負債及び資本の状況)

当社グループの資産及び負債には、株式会社日本証券クリアリング機構が清算機関として引き受けた「清算引受資産・負債」及び清算参加者から担保として預託を受けた「清算参加者預託金」が両建てで計上されております。「清算引受資産・負債」及び「清算参加者預託金」は、多額かつ清算参加者のポジションなどにより日々変動することから、当社グループの資産及び負債の額は、これらの変動に大きな影響を受けます。その他、金融商品取引等の安全性を確保するための諸制度に基づく「信認金」、「取引参加者保証金」及び「違約損失積立金」が資産及び負債または資本に両建てで計上されております。

当第3四半期連結会計期間末の資産は、「清算引受資産」が減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ7兆8,932億1百万円減少し、59兆3,931億円となりました。また、「清算引受資産」、「清算参加者預託金」、「信認金」及び「違約損失積立金」を控除した後の資産は、前連結会計年度末に比べ7億59百万円増加し、3,795億80百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の負債は、資産と同様に「清算引受負債」が減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ7兆9,015億81百万円減少し、59兆793億45百万円となりました。また、「清算引受負債」、「清算参加者預託金」、「信認金」及び「取引参加者保証金」を控除した後の負債は、前連結会計年度末に比べ75億81百万円減少し、855億62百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の資本は、配当金の支払により減少した一方、親会社の所有者に帰属する四半期利益の計上により増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ83億79百万円増加し、3,137億55百万円となりました。また、違約損失積立金を控除した後の資本は、2,858億7百万円となりました。

<参考>

	資産合計	資本合計	親会社の所有者に 帰属する持分	親会社所有者 帰属持分比率
	百万円	百万円	百万円	%
2021年3月期第3四半期	59,393,100 (379,580)	313,755 (285,807)	306,473 (278,524)	0.5 (73.4)
2020年3月期	67,286,302 (378,820)	305,375 (277,427)	298,228 (270,280)	0.4 (71.3)

(注) 各指標における( )内は、資産合計は「清算引受資産」、「清算参加者預託金」、「信託金」及び「違約損失積立金」、資本合計及び親会社の所有者に帰属する持分は、「違約損失積立金」をそれぞれ控除して算出した数値です。

(3) 資本の財源及び資金の流動性

(キャッシュ・フローの状況)

キャッシュ・フローの状況については、「1.業績等の概要 - (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(契約債務)

当第3四半期連結会計期間末現在における契約債務の概要は以下のとおりであります。

契約債務	年度別要支払額(百万円)			
	合計	1年以内	1年超5年以内	5年超
借入金	32,500	32,500	-	-
社債	20,000	-	-	20,000

(4) 経営方針、中期経営計画、経営環境及び対処すべき課題等

2020年10月1日に発生した「arrowhead」におけるシステム障害により、現物市場における株式等全銘柄の終日売買停止という事態となったことにつき、当社及び株式会社東京証券取引所は監督当局から業務改善命令を受けており、現在、再発防止に向けて、システムの総点検や早期復旧に向けた手順や訓練などシステム面の課題、そして、売買再開に係るルール整備など制度面の課題、双方について、市場関係者の皆様のご協力をいただきながら全力を挙げて取り組んでいるところであります。これまで「Never Stop」をスローガンとして、信頼性を高める施策に取り組んでまいりましたが、迅速かつ適切な回復策を拡充すべく、「レジリエンス(障害回復力)」も同様に重視して取り組むことで、当社グループ全体として、市場の信頼回復に努めてまいります。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間において、該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの収益のうち、過半を占める「取引関連収益」及び「清算関連収益」は有価証券やデリバティブ商品の売買代金・取引高の水準に、「上場関連収益」は上場する企業の時価総額や資金調達額、新規上場会社数の水準などにそれぞれ大きく依拠しております。

現在、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。持ち直しの動きがみられます。先行きについては、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、感染症拡大による社会経済活動への影響が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当社グループの収益は、有価証券やデリバティブ商品の流通市場並びに発行市場の動向、ひいては世界的な金融市場の動向や国内外の経済情勢の影響を大きく受けることとなります。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,180,000,000
計	2,180,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	536,351,448	536,351,448	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	536,351,448	536,351,448	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年10月1日 ~2020年12月31日	-	536,351,448	-	11,500	-	3,000

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日(2020年9月30日)における株主名簿に基づき記載しております。

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 536,326,600	5,363,266	-
単元未満株式	普通株式 24,848	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	536,351,448	-	-
総株主の議決権	-	5,363,266	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役兼代表執行役グループ C o - C O O (現物市場統括)	宮原 幸一郎	2020年11月30日 (辞任による退任)

(注) 報酬委員会 委員 2020年11月30日退任

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性17名 女性2名(役員のうち女性の比率10.5%)

## 第4【経理の状況】

### 1．要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

また、要約四半期連結財務諸表は、百万円未満を切り捨てて記載しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

	注記	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
		百万円	百万円
<b>資産</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び現金同等物	13	71,883	81,958
営業債権及びその他の債権	13	16,686	16,983
清算引受資産	13	60,329,672	53,116,129
清算参加者預託金特定資産	7,13	6,549,099	5,868,769
信託金特定資産	7,13	762	673
未収法人所得税		5,922	7,569
その他の金融資産	13	117,400	116,800
その他の流動資産		1,837	2,765
流動資産合計		67,093,263	59,211,649
<b>非流動資産</b>			
有形固定資産	8	14,798	11,525
のれん	8	67,374	67,374
無形資産	8	35,045	34,904
退職給付に係る資産		5,642	5,568
持分法で会計処理されている投資		14,703	16,316
違約損失積立金特定資産	7,13	27,948	27,948
その他の金融資産	13	18,156	8,468
その他の非流動資産		6,049	5,949
繰延税金資産		3,321	3,395
非流動資産合計		193,039	181,451
資産合計		67,286,302	59,393,100



		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
	注記	百万円	百万円
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	13	6,643	4,047
社債及び借入金	13	32,500	32,500
清算引受負債	13	60,329,672	53,116,129
清算参加者預託金	7,13	6,549,099	5,868,769
信認金	7,13	762	673
取引参加者保証金	7,13	8,248	8,210
未払法人所得税等		10,289	7,826
その他の流動負債		10,062	8,727
流動負債合計		66,947,278	59,046,884
非流動負債			
社債及び借入金	13	19,953	19,958
退職給付に係る負債		8,866	9,003
その他の非流動負債		2,162	2,364
繰延税金負債		2,665	1,134
非流動負債合計		33,648	32,461
負債合計		66,980,926	59,079,345
資本			
資本金		11,500	11,500
資本剰余金		39,716	39,716
自己株式		1,548	1,889
その他の資本の構成要素		5,602	2,136
利益剰余金	7	242,958	255,008
親会社の所有者に帰属する持分合計		298,228	306,473
非支配持分		7,146	7,282
資本合計		305,375	313,755
負債及び資本合計		67,286,302	59,393,100

(2) 【要約四半期連結損益計算書】  
(第3四半期連結累計期間)

	注記	前第3四半期連結累計期間	当第3四半期連結累計期間
		(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
		百万円	百万円
収益			
営業収益	9	87,433	97,273
その他の収益		902	305
収益計		88,335	97,579
費用			
営業費用	10	42,018	45,052
その他の費用		10	2
費用計		42,028	45,054
持分法による投資利益		1,869	1,840
営業利益		48,176	54,365
金融収益	11	486	190
金融費用	11	75	76
税引前四半期利益		48,586	54,479
法人所得税費用		14,633	16,585
四半期利益		33,953	37,894
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		33,317	37,361
非支配持分		636	532
四半期利益		33,953	37,894
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	12	62.22	69.80
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	12	-	-

(第3四半期連結会計期間)

	注記	前第3四半期連結会計期間	当第3四半期連結会計期間
		(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)	(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
		百万円	百万円
収益			
営業収益		29,496	33,439
その他の収益		792	72
収益計		30,289	33,512
費用			
営業費用		14,535	14,720
その他の費用		0	0
費用計		14,536	14,720
持分法による投資利益		553	382
営業利益		16,306	19,173
金融収益		295	105
金融費用		26	25
税引前四半期利益		16,575	19,254
法人所得税費用		4,613	5,536
四半期利益		11,961	13,717
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		11,744	13,573
非支配持分		217	143
四半期利益		11,961	13,717
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	12	21.93	25.36
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	12	-	-

(3) 【要約四半期連結包括利益計算書】  
(第3四半期連結累計期間)

	注記	前第3四半期連結累計期間	当第3四半期連結累計期間
		(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
		百万円	百万円
四半期利益		33,953	37,894
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて測定する金融 資産の公正価値の純変動	13	3,444	1,258
持分法適用会社におけるその他の包括利 益に対する持分		0	0
その他の包括利益(税引後)		3,444	1,258
四半期包括利益		37,398	39,152
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		36,761	38,620
非支配持分		636	532
四半期包括利益		37,398	39,152

(第3四半期連結会計期間)

	前第3四半期連結会計期間 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
注記	百万円	百万円
四半期利益	11,961	13,717
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて測定する金融 資産の公正価値の純変動	1,458	519
持分法適用会社におけるその他の包括利 益に対する持分	0	0
その他の包括利益(税引後)	1,458	519
四半期包括利益	13,420	14,236
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	13,202	14,093
非支配持分	217	143
四半期包括利益	13,420	14,236

(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

		親会社の所有者に帰属する持分			
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素
注記		百万円	百万円	百万円	百万円
2019年4月1日時点の残高		11,500	39,716	1,213	7,688
四半期利益		-	-	-	-
その他の包括利益(税引後)		-	-	-	3,444
四半期包括利益合計		-	-	-	3,444
自己株式の取得		-	-	350	-
配当金の支払	14	-	-	-	-
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		-	-	-	4,150
その他		-	-	3	-
所有者との取引額合計		-	-	346	4,150
2019年12月31日時点の残高		11,500	39,716	1,560	6,982

  

		親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
		利益剰余金	合計		
注記		百万円	百万円	百万円	百万円
2019年4月1日時点の残高		227,317	285,009	6,441	291,450
四半期利益		33,317	33,317	636	33,953
その他の包括利益(税引後)		-	3,444	-	3,444
四半期包括利益合計		33,317	36,761	636	37,398
自己株式の取得		-	350	-	350
配当金の支払	14	35,935	35,935	-	35,935
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		4,150	-	-	-
その他		-	3	-	3
所有者との取引額合計		31,785	36,281	-	36,281
2019年12月31日時点の残高		228,849	285,488	7,078	292,566

親会社の所有者に帰属する持分

	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素
		百万円	百万円	百万円	百万円
2020年4月1日時点の残高		11,500	39,716	1,548	5,602
四半期利益		-	-	-	-
その他の包括利益(税引後)		-	-	-	1,258
四半期包括利益合計		-	-	-	1,258
自己株式の取得		-	-	366	-
配当金の支払	14	-	-	-	-
支配喪失を伴わない子会社に対する所有者持分の変動		-	-	-	-
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		-	-	-	4,724
その他		-	-	26	-
所有者との取引額合計		-	-	340	4,724
2020年12月31日時点の残高		11,500	39,716	1,889	2,136

親会社の所有者に帰属する持分

	注記	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
		利益剰余金	合計		
		百万円	百万円	百万円	百万円
2020年4月1日時点の残高		242,958	298,228	7,146	305,375
四半期利益		37,361	37,361	532	37,894
その他の包括利益(税引後)		-	1,258	-	1,258
四半期包括利益合計		37,361	38,620	532	39,152
自己株式の取得		-	366	-	366
配当金の支払	14	30,035	30,035	-	30,035
支配喪失を伴わない子会社に対する所有者持分の変動		-	-	397	397
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		4,724	-	-	-
その他		-	26	-	26
所有者との取引額合計		25,311	30,375	397	30,772
2020年12月31日時点の残高		255,008	306,473	7,282	313,755

(5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	48,586	54,479
減価償却費及び償却費	11,940	12,781
金融収益	486	190
金融費用	70	71
持分法による投資利益	1,869	1,840
営業債権及びその他の債権の増減(は増加)	4,168	297
営業債務及びその他の債務の増減(は減少)	115	123
退職給付に係る資産の増減(は増加)	70	74
退職給付に係る負債の増減(は減少)	157	137
その他	2,144	494
小計	52,273	65,586
利息及び配当金の受取額	711	418
利息の支払額	52	53
支払法人所得税等	22,073	21,537
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,858	44,413
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	86,200	85,100
定期預金の払戻による収入	87,400	86,200
有形固定資産の取得による支出	1,208	2,629
無形資産の取得による支出	9,784	8,929
投資有価証券の売却による収入	8,532	9,150
子会社の取得による支出	3,165	-
その他	7	97
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,433	1,210
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース負債の返済による支出	2,344	2,349
支払配当金	35,935	30,035
自己株式の取得による支出	350	366
その他	-	397
財務活動によるキャッシュ・フロー	38,629	33,148
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	12,205	10,054
現金及び現金同等物の期首残高	63,891	71,883
現金及び現金同等物の為替変動による影響	8	19
現金及び現金同等物の四半期末残高	51,678	81,958



## 【要約四半期連結財務諸表注記】

### 1. 報告企業

株式会社日本取引所グループ（以下、「当社」という。）は日本に所在する株式会社で、登記されている本社の住所は、東京都中央区日本橋兜町2番1号です。当社の要約四半期連結財務諸表は、2020年12月31日を報告日とし、当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）並びに関連会社に対する当社グループの持分により構成されております。当社グループは金融商品取引法及び関連する諸法令の規制の下、事業を行っており、主な事業内容は、取引所金融商品市場の開設・運営及び金融商品債務引受等です。

### 2. 作成の基礎

#### (1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2の要件を満たすことから、四半期連結財務諸表規則第93条の規定により、IAS第34号に準拠して作成しており、年度の連結財務諸表で要求される全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

#### (2) 要約四半期連結財務諸表の承認

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、2021年2月12日に、取締役兼代表執行役グループCEO清田瞭及び執行役CFO田端厚によって承認されております。

#### (3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 重要な会計方針

当社グループの要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一です。

なお、当第3四半期の法人所得税費用は、見積年次実効税率を基に算定しております。

### 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、その性質上これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、原則として前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様です。

### 5. 事業セグメント

#### (1) 一般情報

当社グループは、金融商品取引所事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### (2) 製品及びサービスに関する情報

注記「9. 営業収益」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 6. 企業結合

共通支配下の取引等

### (1) 取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称	株式会社日本証券クリアリング機構
事業の内容	・金融商品債務引受業等 ・上記に掲げる業務に附帯又は関連する業務

被結合企業の名称	株式会社日本商品清算機構
事業の内容	・商品取引債務引受業 ・上記に掲げる業務に附帯又は関連する業務

企業結合日

2020年7月27日

企業結合の法的形式

株式会社日本証券クリアリング機構を吸収合併存続会社とし、株式会社日本商品清算機構を吸収合併消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

株式会社日本証券クリアリング機構

その他取引の概要に関する事項

業務面、システム面での効率化を含む一層の清算態勢の強化による市場の利便性、効率性及び安全性の向上を図ることにより、我が国金融・資本市場の国際競争力の強化に資することを目的としております。

## 7. 金融商品取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

清算参加者預託金は、清算参加者の決済不履行により株式会社日本証券クリアリング機構が被る損失に備えるため、同社が清算参加者に預託を求めている担保（清算基金等の清算預託金、取引証拠金、当初証拠金及び変動証拠金等）です。

信認金は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被る損失に備えるため、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所及び株式会社東京商品取引所が取引参加者に預託を求めている担保です。

取引参加者保証金は、取引参加者の債務不履行により株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所及び株式会社東京商品取引所が被る損失に備えるため、取引参加者に預託を求めている担保です。

各担保は、金銭又は代用有価証券（各社の規則で認められたものに限る。）で預託され、このうち金銭による預託については、要約四半期連結財政状態計算書の資産・負債に両建てで計上しております。

一方、代用有価証券で預託された担保については、要約四半期連結財政状態計算書に計上しておりません。なお、各担保の代用有価証券の公正価値は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
	百万円	百万円
清算参加者預託金代用有価証券	3,101,716	3,029,057
信認金代用有価証券	605	683
取引参加者保証金代用有価証券	1,709	2,198

また、違約損失積立金は、清算業務に関して被った損失を補填するための積立金です。

## 8. 有形固定資産、のれん及び無形資産

「有形固定資産」、「のれん」及び「無形資産」の帳簿価額の増減は以下のとおりです。

	有形固定資産	のれん	無形資産
	百万円	百万円	百万円
2020年4月1日残高	14,798	67,374	35,045
個別取得	796	-	8,598
減価償却費及び償却費	4,066	-	8,714
売却又は処分	2	-	25
2020年12月31日残高	11,525	67,374	34,904

## 9. 営業収益

「営業収益」の内訳は以下のとおりです。なお、各収益の内容については、「第2 事業の状況 - 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - 2. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (1) 当四半期連結累計期間の経営成績の分析 - (営業収益の状況)」をご参照ください。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
取引関連収益	33,365	39,068
清算関連収益	18,786	20,872
上場関連収益	10,153	10,981
情報関連収益	16,034	17,714
その他	9,093	8,636
合計	87,433	97,273

10. 営業費用

「営業費用」の内訳は以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
人件費	12,229	13,661
システム維持・運営費	8,854	9,959
減価償却費及び償却費	11,929	12,767
その他	9,005	8,664
合計	42,018	45,052

11. 金融収益及び金融費用

「金融収益」及び「金融費用」の内訳は以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
受取配当金	458	171
受取利息	27	18
金融収益 計	486	190
支払利息	17	17
社債利息	53	53
その他	5	5
金融費用 計	75	76

12. 1株当たり四半期利益

(第3四半期連結累計期間)

当第3四半期連結累計期間の基本的1株当たり四半期利益の計算は、親会社の所有者に帰属する四半期利益37,361百万円(前第3四半期連結累計期間:33,317百万円)及び加重平均普通株式数535,301千株(前第3四半期連結累計期間:535,467千株)に基づき計算しております。

(第3四半期連結会計期間)

当第3四半期連結会計期間の基本的1株当たり四半期利益の計算は、親会社の所有者に帰属する四半期利益13,573百万円(前第3四半期連結会計期間:11,744百万円)及び加重平均普通株式数535,282千株(前第3四半期連結会計期間:535,440千株)に基づき計算しております。

(注) 希薄化後1株当たり四半期利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

13. 金融商品

(1) 金融資産及び負債の分類

金融資産及び負債の帳簿価額及び会計上の分類は以下のとおりです。

前連結会計年度（2020年3月31日）

金融資産	純損益を通じて公正価値 で測定される金融資産	その他の包括利益を通じ て公正価値で測定される 金融資産	償却原価で測定される 金融資産
	百万円	百万円	百万円
現金及び現金同等物	-	-	71,883
営業債権及びその他の債権	-	-	16,686
清算引受資産	60,329,672	-	-
清算参加者預託金特定資産	-	-	6,549,099
信認金特定資産	-	-	762
違約損失積立金特定資産	-	-	27,948
その他の金融資産	-	15,573	119,983
合計	60,329,672	15,573	6,786,363

  

金融負債	純損益を通じて公正価値 で測定される金融負債	償却原価で測定される 金融負債
	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	-	6,643
社債及び借入金（流動）	-	32,500
清算引受負債	60,329,672	-
清算参加者預託金	-	6,549,099
信認金	-	762
取引参加者保証金	-	8,248
社債及び借入金（非流動）	-	19,953
合計	60,329,672	6,617,207

当第3四半期連結会計期間(2020年12月31日)

金融資産

	純損益を通じて公正価値 で測定される金融資産	その他の包括利益を通じ て公正価値で測定される 金融資産	償却原価で測定される 金融資産
	百万円	百万円	百万円
現金及び現金同等物	-	-	81,958
営業債権及びその他の債権	-	-	16,983
清算引受資産	53,116,129	-	-
清算参加者預託金特定資産	-	-	5,868,769
信認金特定資産	-	-	673
違約損失積立金特定資産	-	-	27,948
その他の金融資産	-	6,399	118,869
合計	53,116,129	6,399	6,115,202

金融負債

	純損益を通じて公正価値 で測定される金融負債	償却原価で測定される 金融負債
	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	-	4,047
社債及び借入金(流動)	-	32,500
清算引受負債	53,116,129	-
清算参加者預託金	-	5,868,769
信認金	-	673
取引参加者保証金	-	8,210
社債及び借入金(非流動)	-	19,958
合計	53,116,129	5,934,159

(2) 公正価値ヒエラルキー

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値の測定を分類することを要求しております。

公正価値の測定に用いられる公正価値の階層(公正価値ヒエラルキー)の定義は以下のとおりです。

- ・レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における無修正の相場価格
- ・レベル2：資産又は負債に関する直接又は間接に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いて算定された公正価値
- ・レベル3：資産又は負債に関する観察可能でないインプットを用いて算定された公正価値

金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定の重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定されます。

上記の定義に基づき、要約四半期連結財政状態計算書において経常的に公正価値で測定されている金融資産及び金融負債の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3
	百万円	百万円	百万円
清算引受資産	682,796	59,646,875	-
その他の金融資産	13,434	-	2,138
合計	696,231	59,646,875	2,138
清算引受負債	682,796	59,646,875	-
合計	682,796	59,646,875	-

当第3四半期連結会計期間（2020年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3
	百万円	百万円	百万円
清算引受資産	397,458	52,718,671	-
その他の金融資産	4,266	-	2,133
合計	401,724	52,718,671	2,133
清算引受負債	397,458	52,718,671	-
合計	397,458	52,718,671	-

要約四半期連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていない金融資産及び金融負債の帳簿価額、公正価値及び公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	帳簿価額 百万円	公正価値	
		レベル1 百万円	レベル2 百万円
その他の金融資産	119,983	117,990	1,983
合計	119,983	117,990	1,983
社債及び借入金（非流動）	19,953	-	20,077
合計	19,953	-	20,077

当第3四半期連結会計期間（2020年12月31日）

	帳簿価額 百万円	公正価値	
		レベル1 百万円	レベル2 百万円
その他の金融資産	118,869	116,873	1,998
合計	118,869	116,873	1,998
社債及び借入金（非流動）	19,958	-	20,068
合計	19,958	-	20,068

なお、要約四半期連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていない金融資産・金融負債のうち、下記の項目については、いずれも短期であり、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっているため、公正価値を開示しておりません。

- ・現金及び現金同等物
- ・営業債権及びその他の債権
- ・清算参加者預託金特定資産
- ・信認金特定資産
- ・違約損失積立金特定資産
- ・営業債務及びその他の債務
- ・社債及び借入金（流動）
- ・清算参加者預託金
- ・信認金
- ・取引参加者保証金

#### 14. 配当金

##### (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2019年5月14日取締役会	普通株式	23,063	(注) 43.00	2019年 3月31日	2019年 5月28日
(注) 1株当たり配当額には、特別配当15円が含まれております。					
2019年10月30日取締役会	普通株式	12,872	24.00	2019年 9月30日	2019年 12月2日
2020年5月14日取締役会	普通株式	16,090	30.00	2020年 3月31日	2020年 5月27日
2020年10月28日取締役会	普通株式	13,945	26.00	2020年 9月30日	2020年 12月1日

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌四半期となるもの該当事項がありません。

#### 15. 偶発事象

##### 保証債務額

当社グループは、従業員の金融機関からの住宅取得借入に対して以下のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
百万円	百万円
1,192	1,038

#### 16. 後発事象

該当事項はありません。



## 2【その他】

### (剰余金の配当)

2020年10月28日開催の取締役会において、剰余金の配当につき次のとおり決議いたしました。

配当金の総額	13,945百万円
1株当たり配当金	26.00円
効力発生日	2020年12月1日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月12日

株式会社日本取引所グループ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北村嘉章印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本道之印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 男澤江利子印

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本取引所グループの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社日本取引所グループ及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 要約四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

### 要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財

務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。